

ちょコム会員規約 新旧対照表

改正前	改正後
<p>第5条（「ちょコムeマネー取引契約」）</p> <p>4 ちょコム会員がモール出店者との間で売買取引契約を締結し、その支払を「ちょコムeマネー」で行うことを選択した場合、当該会員は、モール出店者がモール運営事業者に対し当該売買取引代金債権を指名債権譲渡の方式によって譲渡することを異議なく承諾することとします。</p>	<p>第5条（「ちょコムeマネー取引契約」）</p> <p>4 ちょコム会員がモール出店者との間で売買取引契約を締結し、その支払を「ちょコムeマネー」で行うことを選択した場合、当該会員は、モール出店者がモール運営事業者に対し当該売買取引代金債権を指名債権譲渡の方式によって譲渡することに関して当該売買取引代金債権に係る抗弁を放棄する旨の意思表示がなされたものとみなします。なお、当社は、当該意思表示を、モール運営事業者に代わって受領します。</p>
	<p>5 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、売買取引契約に関してモール出店者またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引契約の無効・取消し・解除、売買取引代金債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引契約の不存在、売買取引代金債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引代金債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。</p>
<p>5 「ちょコムeマネー取引契約」の手数料については、売買取引契約の目的である商品又は役務等によって、当社所定の料金をちょコム会員の貯金箱内に保有している「ちょコムeマネー」から控除することによりちょコム会員からいただく場合があります。その場合は、当社所定の確認画面において、その旨表示されますので、ちょコム会員は、表示された手数料額等を確認するものとします。</p>	<p>6</p>
<p>第9条（「ちょコムeマネー取引契約」の解消等）</p> <p>2 ちょコム会員及び加盟店又はモール出店者間の売買取引契約に係る商品等の瑕疵、債務不履行等に関する紛争について、当社は一切の責任を負わないものとします。</p>	<p>第9条（「ちょコムeマネー取引契約」の解消等）</p> <p>2 ちょコム会員及び加盟店又はモール出店者間の売買取引契約に係る商品等の契約不適合、債務不履行等に関する紛争について、当社は一切の責任を負わないものとします。</p>
<p>附則 この改正規約は平成28年12月21日より実施いたします。</p> <p>以上</p> <p>平成21年12月17日改定 平成22年10月1日改定 平成22年11月15日改定 平成23年7月4日改定 平成23年12月1日改定 平成24年4月2日改定 平成24年4月20日改定 平成25年4月19日改定 平成26年7月16日改定 平成27年12月4日改定 平成28年6月29日改定 平成28年12月21日改定</p>	<p>附則 この改正規約は令和2年5月14日より実施いたします。</p> <p>以上</p> <p>平成21年12月17日改定 平成22年10月1日改定 平成22年11月15日改定 平成23年7月4日改定 平成23年12月1日改定 平成24年4月2日改定 平成24年4月20日改定 平成25年4月19日改定 平成26年7月16日改定 平成27年12月4日改定 平成28年6月29日改定 平成28年12月21日改定 <u>令和2年5月14日改定</u></p>

ちょコムクレジット支払い利用規約 新旧対照表

改正前	改正後
<p>第3条（ちょコムクレジット支払い）</p>	<p>第3条（ちょコムクレジット支払い）</p> <p>3 利用者がモール出店者との間で売買取引契約を締結し、その支払いを「ちょコムクレジット支払い」で行うことを選択した場合、当該利用者は、モール出店者が加盟店に対し当該売買取引代金債権を指名債権譲渡の方式によって譲渡することに関して当該売買取引代金債権に係る抗弁を放棄する旨の意思表示がなされたものとみなします。なお、当社は、当該意思表示を、加盟店に代わって受領します。</p> <p>4 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、売買取引契約に関して加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引契約の無効・取消し・解除、売買取引代金債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引契約の不存在、売買取引代金債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引代金債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。</p>
<p>第4条（解消等）</p> <p>2 利用者及び加盟店又はモール出店者間の売買取引契約に係る商品等の瑕疵、債務不履行等に関する紛争について、当社は一切の責任を負わないものとします。</p>	<p>第4条（解消等）</p> <p>2 利用者及び加盟店又はモール出店者間の売買取引契約に係る商品等の契約不適合、債務不履行等に関する紛争について、当社は一切の責任を負わないものとします。</p>
<p>附則 この改正規約は平成24年2月21日より実施いたします。</p> <p>以上</p> <p>平成23年4月18日制定 平成23年7月4日改定 平成24年2月21日改定</p>	<p>附則 この改正規約は令和2年5月14日より実施いたします。</p> <p>以上</p> <p>平成23年4月18日制定 平成23年7月4日改定 平成24年2月21日改定 <u>令和2年5月14日改定</u></p>

ちょコム送金利用者規約1 新旧対照表

改正前	改正後
<p>第7条（送金口座以外への送金の利用）</p> <p>7 当社は、送金人が入力した送金金額又は確認情報の誤りが原因で生じた送金人の損害及び送金人と受取人との間の送金口座以外への送金の原因取引に係る商品等の瑕疵又は債務不履行等に関する紛争については一切責任を負わないものとします。</p>	<p>第7条（送金口座以外への送金の利用）</p> <p>7 当社は、送金人が入力した送金金額又は確認情報の誤りが原因で生じた送金人の損害及び送金人と受取人との間の送金口座以外への送金の原因取引に係る商品等の契約不適合又は債務不履行等に関する紛争については一切責任を負わないものとします。</p>
<p>第28条（相談窓口）</p> <p>2 当社は、資金決済法に基づき、金融ADR措置を実施しています。以下の苦情対応措置及び紛争解決措置を行っています。当社の行う資金移動業に関する苦情及び紛争につきましては、以下の外部機関をご利用頂けます。</p> <p>(1) 苦情対応措置 一般社団法人日本資金決済業協会 「お客さま相談室」 住所：東京都千代田区神田小川町2-8 三井住友海上小川町ビル5階 電話：03-3219-0628 受付時間：10:00～17:00（土曜、日曜、祝・休日、年末年始を除きます。）</p> <p>(2) 紛争解決措置 東京弁護士会 ：電話 03-3581-0031 第一東京弁護士会 ：電話 03-3595-8588 第二東京弁護士会 ：電話 03-3581-2249</p>	<p>第28条（相談窓口）</p> <p>2 当社は、資金決済法に基づき、金融ADR措置を実施しています。以下の苦情対応措置及び紛争解決措置を行っています。当社の行う資金移動業に関する苦情及び紛争につきましては、以下の外部機関をご利用頂けます。</p> <p>(1) 苦情対応措置 一般社団法人日本資金決済業協会 「お客さま相談室」 住所：東京都千代田区九段南3-8-11 飛栄九段ビル7F 電話：03-3556-6261 受付時間：10:00～17:00（土曜、日曜、祝・休日、年末年始を除きます。）</p> <p>(2) 紛争解決措置 東京弁護士会 ：電話 03-3581-0031 <a href="https://www.toben.or.jp">https://www.toben.or.jp</a> 第一東京弁護士会 ：電話 03-3595-8588 <a href="https://www.w.ichiben.or.jp">https://www.w.ichiben.or.jp</a> 第二東京弁護士会 ：電話 03-3581-2249 <a href="https://ni-ben.jp">https://ni-ben.jp</a></p>
<p>附則 本改正規約の効力発生日は、令和2年1月14日とします。</p> <p>平成23年7月4日制定 平成23年11月4日改定 平成24年1月24日改定 平成24年4月2日改定 平成24年4月6日改定 平成24年5月29日改定 平成24年7月5日改定 平成24年4月22日改定 平成26年6月9日改定 平成26年7月16日改定 平成26年8月7日改定 平成27年8月25日改定 平成27年12月4日改定 平成29年4月28日改定 令和元年10月1日改定 令和2年1月14日改定</p>	<p>附則 本改正規約の効力発生日は、令和2年5月14日とします。</p> <p>平成23年7月4日制定 平成23年11月4日改定 平成24年1月24日改定 平成24年4月2日改定 平成24年4月6日改定 平成24年5月29日改定 平成24年7月5日改定 平成24年4月22日改定 平成26年6月9日改定 平成26年7月16日改定 平成26年8月7日改定 平成27年8月25日改定 平成27年12月4日改定 平成29年4月28日改定 令和元年10月1日改定 <u>令和2年5月14日改定</u></p>

ちょコム送金利用者規約2 新旧対照表

改正前	改正後
<p>第20条（相談窓口）</p> <p>1</p> <p>2 当社は、資金決済法に基づき、金融ADR措置を実施しています。以下の苦情対応措置及び紛争解決措置を行っています。当社の行う資金移動業に関する苦情及び紛争につきましては、以下の外部機関をご利用頂けます。</p> <p>(1) 苦情対応措置 一般社団法人日本資金決済業協会 「お客さま相談室」 住所：東京都千代田区神田小川町2-8 三井住友海上小川町ビル5階 電話：03-3219-0628 受付時間：10:00～17:00（土曜、日曜、祝・休日、年末年始を除きます。）</p> <p>(2) 紛争解決措置 東京弁護士会 ：電話 03-3581-0031 第一東京弁護士会 ：電話 03-3595-8588 第二東京弁護士会 ：電話 03-3581-2249</p>	<p>第20条（相談窓口）</p> <p>1</p> <p>2 当社は、資金決済法に基づき、金融ADR措置を実施しています。以下の苦情対応措置及び紛争解決措置を行っています。当社の行う資金移動業に関する苦情及び紛争につきましては、以下の外部機関をご利用頂けます。</p> <p>(1) 苦情対応措置 一般社団法人日本資金決済業協会 「お客さま相談室」 住所：東京都千代田区九段南3-8-11 飛栄九段ビル7F 電話：03-3556-6261 受付時間：10:00～17:00（土曜、日曜、祝・休日、年末年始を除きます。）</p> <p>(2) 紛争解決措置 東京弁護士会 ：電話 03-3581-0031 <a href="https://www.toben.or.jp">https://www.toben.or.jp</a> 第一東京弁護士会 ：電話 03-3595-8588 <a href="https://www.ichiben.or.jp">https://www.ichiben.or.jp</a> 第二東京弁護士会 ：電話 03-3581-2249 <a href="https://niben.jp">https://niben.jp</a></p>
<p>附則 本改正規約の効力発生日は、令和元年10月1日改定とします。</p> <p>平成23年7月4日制定 平成23年12月12日改定 平成24年1月24日改定 平成24年4月2日改定 平成24年4月6日改定 平成24年5月1日改定 平成24年7月5日改定 平成26年6月9日改定 平成26年7月16日改定 平成27年9月2日改定 平成29年4月28日改定 令和元年10月1日改定</p>	<p>附則 本改正規約の効力発生日は、令和2年5月14日とします。</p> <p>平成23年7月4日制定 平成23年12月12日改定 平成24年1月24日改定 平成24年4月2日改定 平成24年4月6日改定 平成24年5月1日改定 平成24年7月5日改定 平成26年6月9日改定 平成26年7月16日改定 平成27年9月2日改定 平成29年4月28日改定 令和元年10月1日改定 <u>令和2年5月14日改定</u></p>